

医療放射線安全管理室

スタッフ

室長（教授）（兼）

真鍋 徳子

- ・ 診療用放射線に係る安全管理に関する規定については、2019年3月に医療被ばく規制を含む医療法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第21号）が公布され、2020年4月に施行されることになった。
- ・ 法令に基づき、当センターにおける診療用放射線の安全利用を図るため、医療放射線安全管理室を設置し、安心安全な放射線診療の遂行に務めている。尚、当管理室は医療従事者の被ばく管理を行う「放射線管理室」とは別に、患者の医療被ばく管理を行うものである。
- ・ 2022年度に医療放射線安全教育講習会を開催し、ルミネスバッジ所持者対象に医療放射線・被ばく三原則など基本知識の教育啓蒙を行った。
- ・ 2023年1月には医療放射線安全管理指針（改訂版）を策定し、センターポータルサイトに掲載した。
- ・ 医療放射線安全管理指針に基づき、2022年度医療放射線安全管理委員会を行い、各種モダリティ別の患者被ばくモニタリング結果の報告及び改善点について討議した。

当センターでは、放射線部において全国でも有数の放射線を利用した検査数を施行している。非侵襲的な放射線画像診断は患者に多くの利益をもたらす一方で、放射線被ばくによる潜在的な健康リスクが懸念されている。

当センターにおける有効かつ安全な診療の実現を目指し、医療放射線安全管理室では患者の放射線防護を考慮し、診療における放射線の安全な利用に努めている。